

# 愛媛県立八幡浜高等学校定時制における転入学及び編入学の取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、愛媛県立八幡浜高等学校定時制における転入学及び編入学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要領において「転入学」とは、高等学校に在籍する生徒が他の高等学校の相当学年に移動すること、「編入学」とは、海外から帰国した者、特別支援学校の高等部や高等専門学校等に在学する者、高等学校を中途退学した者などが、第1学年当初以外の時期に高等学校へ入学することをいう。

## 第3 転入学

### 1 志願できる資格・条件

次の各号に該当する者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍する高等学校への通学が困難となる者

イ 特別な事情により転入学が適切であると在籍校の校長が認めた者

#### (2) 転入学する学年・学科に在籍する者と同等以上の学力を有する者

### 2 受入時期

受入時期は随時とし、校長が決定する。

### 3 試験

学力検査及び面接を行う。

なお、転入学試験の実施日、実施内容等については校長が決定する。

### 4 手続

(1) 転入学を志願する者は、在籍校の校長に転学願を提出するものとする。

(2) 前号の転学願の提出を受けた在籍校の校長は、校長に次に掲げる書類を送付しなければならない。

ア 転学照会（転学事由を含む。）

イ 在学証明書

ウ 学業成績証明書

エ 単位修得証明書

オ その他必要な書類

### 5 通知・報告

(1) 校長は、転入学許可又は不許可の決定を行ったときは、その決定の内容について、

速やかに在籍校の校長に通知するものとする。

- (2) 校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、転入学を許可するときは、教育委員会に、事前に連絡の上、許可後その旨を届け出るものとする。

#### 第4 編入学

##### 1 志願できる資格・条件

次の各号に該当する者とする。

###### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 保護者とともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の高等学校に相当する学校に在籍し、又はした者で、帰国後3年を経過しない者
- イ 保護者とともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の中学校に相当する学校の課程を修了して帰国した者で、当該年度の愛媛県立高等学校入学者選抜に出願できなかった者（アに掲げる者を除く。）
- ウ 中等教育学校に在学する者で、保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍校への通学が困難となる者
- エ 高等学校の第2学年（中等教育学校にあつては、第5学年）以上に在籍した後又は第1学年修了時まで在籍し、第2学年への進級が認められた後、中途退学した者で、退学の事由が無くなったと校長が認める者
- オ その他校長が相当の事由があると認める者

###### (2) 相当年齢に達している者

###### (3) 編入学する学年・学科に在籍する者と同等以上の学力を有する者

##### 2 受入時期

受入時期は、校長が決定する。ただし、高等学校又は中等教育学校を中途退学した者については、原則として第2学年以上の第1学期当初とする。

##### 3 試験

学力検査及び面接を行う。

なお、編入学試験の実施日、実施内容等については校長が決定する。

##### 4 手続

編入学を志願する者は、校長に対し次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 編入学願（編入学の志願事由を含む。）
- (2) 外国の教育機関等における学修の履歴を証明する書類（海外帰国子女に限る。）
- (3) 海外での在住期間を証明する書類（海外帰国子女に限る。）
- (4) その他必要な書類

##### 5 報告

校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、編入学を許可するときは、教育委員会に、事前に連絡の上、許可後その旨を届け出るものとする。